

仕様書

1. 事業名	令和8年度福島区区政会議及び各部会議事録作成業務(概算契約)
2. 契約期間	契約日～令和9年3月31日
3. 業務内容	【会議における議事録の作成】 <ul style="list-style-type: none">・会議の音声については福島区役所企画総務課（以下、「発注者」という）にてICレコーダーを用い録音する（ファイル形式はMP3）。・会議終了後、発注者から議事録作成事業者(以下、「受注者」という)に連絡を行い、音声データの受け渡しを行う。会議に使用した資料は、発注者から提供する。受け渡しについては、原則として受注者が福島区役所に来庁し、発注者が用意したUSBにて行う。・その後、原則10日（受渡日を含む）以内に議事録のデータ（Microsoft Word形式）を作成し、当該データをメールにて発注者あて納品する。・納品された議事録データに多数の誤字が発見されるなど、発注者の検査に合格しなかった場合は、受注者に対して修正納品を求める。修正後の納期については協議により決定する。
4. 予定回数及び 予定時間	会議開催予定：年4回 会議予定時間：各回 2時間程度
5. 契約方法	公募型比較見積による概算契約（会議4回分（8時間予定）の総額による）
6. 契約金額	(1) 価格 契約価格は、開催回数が予定であることから、契約当初は概算で契約するが、後日、開催回数や開催時の増減を踏まえ、契約金額を確定する。なお、契約金額は、議事録作成業務に関する一切の経費を含めるものとする。 (2) 支払い 受注者からの請求に基づき、部分払いをすることができる。部分払いの場合は、各会議の成果物を履行確認した後に支払う。
7. 計算方法について	議事録時間に1時間に満たない端数が生じた場合は、30分単位で切り上げて計算し、30分単価は1時間単価の2分の1とする。1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。 なお、部分払いの請求は、各会議ごとの支払いとする。
8. 履行場所	福島区役所
9. その他留意事項	<ul style="list-style-type: none">・業務上、知りえた内容につき、第三者に漏らさないこと。・業務の履行にあたり、大阪市個人情報保護条例の趣旨を踏まえ、各条項の規定を遵守すること。・本仕様書に疑義があるときは、事前に担当まで問い合わせること。・契約後の疑義は、すべて本市の解釈とする。・当区が提供した資料等は使用后すみやかに返却すること。
10. 問合せ先	福島区役所 企画総務課（総務）上山 〒553-8501 大阪市福島区大開1丁目8番1号 アドレス： tc0001@city.osaka.lg.jp TEL：06-6464-9625 FAX：06-6462-0792

契約事務の適正化に関する特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の企画総務課（連絡先06-6464-9625）に報告しなければならない。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。